



東大阪市公告第 31号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第7項第1号の規定による
区域の指定並びに同法第52条第7項の規定による別に定める数値を適用する区
域及び適用する数値を別紙のように定めたので周知する。

平成15年 2月20日

特定行政庁

東大阪市長 松見正



建築基準法第52条第7項に規定する住宅系建築物の
容積割増規定の適用に係る区域等の指定について

建築基準法第52条第7項第1号の規定により、指定する区域（適用を除外する区域）を次のように定める。

区 域	都市計画で定める第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域
-----	--

建築基準法第52条第7項の規定により、別に定める数値を適用する区域を次のように定める。

区 域	都市計画で定める商業地域
-----	--------------

また、建築基準法第52条第7項の規定による、別に定める数値を次のように定める。

$$V_r = V_c \times \left[1 + \left\{ \left(\frac{3}{3-R} - 1 \right) \times 1.0 \right\} \right]$$

V_r : 建築基準法第52条第7項の規定による、別に定める数値

V_c : 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値

R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合。ただし、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が1/4未満の場合は0とする。